

令和8年7月28日

トラック事業者に対して行政処分を実施しました 【一般貨物自動車運送事業の事業停止 30日間 及び事業用自動車の使用停止 176日車】

広島運輸支局は、広島県の一般貨物自動車運送事業者である株式会社HIROKIの本社営業所に対し、令和8年3月20日午前2時20分頃、三重県亀山市安坂山町の新名神高速道路下り野登トンネルにおいて当該事業者の事業用自動車（トラック）が、6名を死亡させる多重追突事故を惹起したことを端緒として、令和8年3月21日及び同年4月28日に特別監査を実施しました。

監査の結果、運転者の勤務時間等基準告示が著しく遵守されていなかった等、貨物自動車運送事業法等関係法令に違反する事実が確認されたため、中国運輸局は貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づき、当該事業者に対し、本社営業所の事業停止、及び事業用自動車（トラック）3両の使用停止を命じました。

当局では、輸送の安全を確保するために、引き続き運送事業者を指導監督し、法令遵守の徹底に努めます。

【行政処分の内容】

1 行政処分年月日：令和8年7月7日

2 事業者名：株式会社HIROKI(代表取締役 中村 洋司)
住所：広島県広島市安芸区瀬野西六丁目10番15号
処分対象営業所：本社営業所
(広島県広島市安芸区瀬野西六丁目10番15号)

3 行政処分の内容：

(1)本社営業所に係る事業停止 30日間

(令和8年7月28日から令和8年8月26日まで)

(2)本社営業所の事業用自動車の使用停止 176日車 (1両×60日+2両×58日)

(令和8年8月27日から令和8年10月23日、25日まで)

(3)輸送の安全確保命令

4 違反の内容：別紙のとおり

5 違反点数付与状況：48点(累積点数:48点)

【問合せ先】

中国運輸局 自動車運送事業安全監理室

広島運輸支局 自動車運送事業監査室

担当：田中、富川

担当：吉田、金平

TEL：082-228-3460

TEL：082-233-9167

- (1) 届出をしないで営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数を変更していた。
貨物自動車運送事業法第9条第3項前段
貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号、第2号
- (2) 休憩・睡眠施設を運転者が実際に休憩・睡眠を必要とする場所に設けていなかった。
貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号
貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第3項
- (3) 運転者に対して過労運転を防止するための措置が適切に行われていなかった。
(運転者の勤務時間等基準告示が著しく遵守されていなかった。)
貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号
貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項
- (4) 運転者の勤務時間等基準告示なお書き(一運行の勤務時間)を遵守していなかった。
貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号
貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項
- (5) 疾病のおそれのある乗務員を運行の業務に従事させていた。
貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号
貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項
- (6) 事業用自動車の定期点検整備を確実に実施していなかった。
貨物自動車運送事業法第15条第1項第2号
貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3
道路運送車両法第48条
- (7) 自動車検査証を備え付けることなく自動車を運行の用に供していた。
貨物自動車運送事業法第15条第1項第2号
貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3
道路運送車両法第66条第1項
- (8) 点呼を確実に実施していなかった。
貨物自動車運送事業法第15条第4項
貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項
- (9) 点呼の記録を確実に行っていなかった。
貨物自動車運送事業法第15条第4項
貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項
- (10) 点呼の記録の記載事項に不備があった。
貨物自動車運送事業法第15条第4項
貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項
- (11) 点呼の記録に不実記載があった。
貨物自動車運送事業法第15条第4項
貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項

- (12) 点呼の記録を確実に保存していなかった。
貨物自動車運送事業法第15条第4項
貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項
- (13) 業務の記録の記載事項に不備があった。
貨物自動車運送事業法第15条第4項
貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条
- (14) 運行指示書を確実に作成していなかった。
運行指示書による運転者に対する適切な指示を行っていなかった。
貨物自動車運送事業法第15条第4項
貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項～第3項
- (15) 運転者等台帳の記載事項等に不備があった。
貨物自動車運送事業法第15条第4項
貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項
- (16) 運転者に対する適切な指導及び監督が行われていなかった。
貨物自動車運送事業法第15条第4項
貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項
- (17) 特定の運転者に対する特別な指導が行われていなかった。
貨物自動車運送事業法第15条第4項
貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項